

昭和四十一年十一月十二日

第二回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件

大蔵省

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第四条第二項の規定により発行する第二回特別給付金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

一 表面

輪郭		凹版刷	十万円券 五万円券	オリーブ 紅色
本券	唐草及び彩紋模様並びに左右上部隅及び「日本政府」の文字の左右に桜の様			
賦札	唐草模様			
地紋		平版刷	淡橙黄色	
本券	中央に唐草模様及びその外側全面に網模様			
賦札	中央に唐草模様及びその外側全面に網模様			
「記名」の文字、記号及び渡し期の数字		平版刷	赤色	
番号		凸版刷	赤色	
「賦札」の文字		凹版刷	十万円券 五万円券	オリーブ 紅色
「日本政府」の文字		凹版刷	白抜文字	
その他の文字		平版刷	黒色	
大蔵大臣の印章		凸版刷	赤色	

二 裏面

輪郭		平版刷	十万円券 五万円券	オリーブ 紅色
本券	印鑑欄、償還金支払場所欄及び記名欄を表示した彩紋模様			
賦札	唐草模様及び彩紋模様			
番号		凸版刷	赤色	
その他の文字		平版刷	十万円券 五万円券	オリーブ 紅色

三 用紙 すき入れ「大蔵省印」の白すきちらし

四 その他 各賦札に切取り用刷目打ち